

平成 22 年度第 5 回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成 23 年 3 月 2 日（水） 午後 1 時 55 分～午後 2 時 30 分

2 開催場所 豊山町役場 3 階 会議室 3

3 出席者

（1）豊山町選挙管理委員会委員

委員長 鈴木恒男

委員 水野春巳 渡邊弘一 坪井清夫

（2）事務局

書記長 長縄松仁

書記 堀尾政美 牛田彰和 牧野礼男

4 議題

定時登録について

愛知県議会議員一般選挙の執行について

豊山町議会議員一般選挙の執行について

5 会議資料

（1）定時登録関係

議案第 26 号 選挙人名簿に登録する者を定めること

（2）愛知県議会議員一般選挙関係

議案第 27 号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第 28 号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること

議案第 29 号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第 30 号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじ
の日時、場所を定めること

議案第 31 号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第 32 号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第 33 号 投票所を定めること

議案第 34 号 期日前投票所を定めること

議案第 35 号 開票の場所及び日時を定めること

議案第 36 号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

議案第 37 号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

(3) 豊山町議会議員一般選挙関係

議案第 38 号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること

議案第 39 号 選挙長及び同職務代理者を選任すること

議案第 40 号 選挙会の日時及び場所を定めること

議案第 41 号 開票事務と選挙会事務を合同すること

議案第 42 号 投票用紙の色及び文字の色を定めること

議案第 43 号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第 44 号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること

議案第 45 号 公職選挙法第 23 条の規定に基づき平成 23 年 4 月 18 日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供すること

議案第 46 号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること

議案第 47 号 投票所を定めること

議案第 48 号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第 49 号 期日前投票所を定めること

議案第 50 号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第 51 号 選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

議案第 52 号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

6 議事内容

書 記：時間よりも早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から平成 23 年度第 5 回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。はじめに、委員長からあいさつをいただきます。

委員長：本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。さて、本年 4 月には愛知県議会議員一般選挙および豊山町議会議員一般選挙が執行される予定です。その折にはご協力よろしくお願いします。本日の委員会の議題は、定時登録及び愛知県議会議員一般選挙、豊山町議会議員一般選挙の議案でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上を、もちましてご挨拶とさせていただきます。

書 記：議題に入ります。議事の取り回しを委員長にお願いします。

委員長：本日の議案は 27 件です。最初に定時登録関係の議案第 26 号について事務局から説明を求めます。

事務局：平成 23 年 3 月 2 日現在の選挙人名簿登録者数は、お配りしております平成 2

3年3月定時登録選挙人名簿登録者数 男5,857人、女5,421人、計11,278人となります。投票区ごとの人数につきましては、その下に記載してありますのでご確認をお願い致します。また、それに伴いまして、選挙人名簿を作成しております。順次回覧をさせていただきますのでご確認下さい。

委員長：議案に関し質疑のある方の発言を求めます。

委員：（質疑なし）

委員長：議案第26号に関し賛成者の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

委員長：続きまして、愛知県議会議員一般選挙の執行について関連がありますので、一括して事務局に議案第27号から議案第37号の説明を求めます。

事務局：議案第27号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること。平成23年4月10日執行予定の愛知県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法第144条の2第8項及び愛知県議会の議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条の規定により定める必要がありますので、別紙のように定めてよろしいでしょうか。なお、区画数は6区画とする旨、県から通知がきております。

議案第28号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること。公職選挙法第23条の規定に基づき平成23年3月31日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧するものです。縦覧日は1日間としています。

議案第29号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条の規定により、開票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。

議案第30号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること。公職選挙法第175条第3項の規定により、候補者の氏名等の掲示順序を定める必要がありますので、記載のとおり実施してよろしいでしょうか。また、当日は委員長にお願いしたいと思います。

議案第31号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第37条及び同法施行令第24条の規定により、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。なお、職務代理者については、現在選考中であります。

議案第32号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第48条の2第2項及び同法施行令第49条の7の規定により、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。なお、土日の管理者及び、職務代理者については、現在選考中であります。

議案第３３号 投票所を定めること。公職選挙法第３９条の規定により、投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第３４号 期日前投票所を定めること。公職選挙法第４８条の２第３項の規定により、期日前投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第３５号 開票の場所及び日時を定めること。公職選挙法第６３条及び第６４条の規定により、開票所の場所及び日時を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第３６号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること。公職選挙法第６２条第２項の規定により、開票立会人を定める必要がありますので、記載のとおりくじの場所、時間を定めてよろしいでしょうか。ただし、１０人以内であれば実施いたしません。

議案第３７号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること。不在者投票の告示前の発送の日を記載のとおり定めるものであります。

以上でございます。

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。従来と基本的に変わったところがありますか。

事務局：特に変更はありません。

委員長：よろしいですか。では、議案第２７号から議案第３７号に関し賛成者の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

委員長：では、議案第２７号から議案第３７号まで、まとめて承認させていただきます。

続きまして、豊山町議会議員一般選挙の執行について関連がありますので、一括して事務局に議案第３８号から議案第５２号の説明を求めます。

事務局：議案第３８号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること。豊山町議会議員一般選挙は平成２３年４月２４日に行い、その告示する日を４月１９日としてよろしいでしょうか。

議案第３９号 選挙長及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第７５条及び同法施行令第８０条の規定により、選挙長及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任してよろしいでしょうか。

議案第４０号 選挙会の日時及び場所を定めること。公職選挙法第７８条の規定により、選挙会の日時及び場所を決める必要がありますので、下記記載のとおり、開催してよろしいでしょうか。

議案第４１号 開票事務と選挙会事務を合同すること。公職選挙法第７９条の規定により、開票事務と選挙会事務を併せて行うことができますので、選挙会場

において選挙会の事務を行ってよろしいでしょうか。

議案第42号 投票用紙の色及び文字の色を定めること。公職選挙法第45条第2項及び豊山町公職選挙管理規程第7条の規定により、投票用紙の色及び文字の色を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第43号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること。平成23年4月24日執行予定の豊山町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法第144条の2第8項及び豊山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第2条第3項の規定により定める必要がありますので、別紙のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第44号 平成23年4月24日執行予定の豊山町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の掲示区画を、豊山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程第3条第1項の規定により定める必要がありますので、24区画と定めてよろしいでしょうか。

議案第45号 選挙人名簿の縦覧の日を定めること。公職選挙法第23条の規定に基づき平成23年4月18日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成23年4月19日に縦覧するものです。縦覧日は1日間としています。

議案第46号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること。公職選挙法第175条第3項の規定により、候補者の氏名等の掲示順序を定める必要がありますので、記載のとおり実施してよろしいでしょうか。また、当日は委員長にお願いしたいと思います。

議案第47号 投票所を定めること。公職選挙法第39条の規定により、投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第48号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第37条及び同法施行令第24条の規定により、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。なお、職務代理者については、現在選考中であります。

議案第49号 期日前投票所を定めること。公職選挙法第48条の2第3項の規定により、期日前投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第50号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第48条の2第2項及び同法施行令第49条の7の規定により、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させて頂いてよろしいでしょうか。なお、土日の管理者及び、職務代理者については、現在選考中であります。

議案第51号 選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めること。公職選挙法第76条において準用する公職選挙法第62条第2項の規定により、選挙立会人を定める必要がありますので、記載のとおりくじの場所、時間を定めてよろしいでしょうか。ただし、10人以内であれば実施いたしません。

議案第52号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること。不在者投票の告示前の発送の日を記載のとおり定めるものであります。

以上でございます。

委員長：事務局から説明が終わりました。基本的には県議会、町議会とも同じことをするのですが、町議会選挙では、町の選挙管理委員会で決めることもありますので、県議会選挙よりは若干決めることが多くなります。それでは、ここで質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員：議案第46号で、これは19日の告示の日にくじを引くということですが、ポスターを貼る順番はどうなりますか。

書記：午前8時30分までに並んだ方はくじで、それ以降は受付順になります。

委員：ポスターの順番と、記載台に貼る候補者の順番は異なるということですね。

書記：そのとおりです。ポスター掲示も先着順ですと、相当早く並ばれることも想定されますので。

委員長：他にはよろしいですか。期日前投票の日付ですが、もし都合が悪ければ早目に交代をしていただきたいと思います。

委員長：よろしいでしょうか。では、議案第38号から議案第52号に関し賛成者の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

委員長：では、議案第38号から議案第52号まで、まとめて承認させていただきます。その他で、事務局から何かありますか。

事務局：愛知県議会議員一般選挙の投票所の点検は、4月8日（金）午後3時30分頃に集合していただき、各投票所の点検を行います。また、4月1日（金）の午後6時には、氏名等の掲載の順序を決めるためのくじを行いますので、委員長には来庁下さいますようお願い致します。

次に豊山町議会議員一般選挙の投票所の点検は、4月22日（金）午後3時30分頃に集合していただき、各投票所の点検を行います。また、4月19日（火）は告示日となります。朝8時30分から立候補受付を行いますので、委員の皆様には来庁をお願い致します。また、同じ日の午後6時には、氏名等の掲載の順序を決めるためのくじを行いますので、委員長には来庁下さいますようお願い致します。

町議会議員選挙の候補予定者への事前説明会を3月28日（月）の午後2時に開催します。また、提出書類等の事前審査日は4月12日、車両検査は4月1

3日に行う予定です。なお、4月12日、4月13日につきましては、事務局のみの対応となります。4月24日の町議会選挙終了後、当選者が確定次第、当選者の元へ委員の皆さんで分担して当選告知を配りに行きますので、よろしくお願い致します。

委員：25日の当選証書の付与式は9時からでしたね。時間的にはどのくらいかかりますか。1時間ほどと考えれば良いですか。

書記：1時間みていただければ、十分です。

委員長：その他委員のみなさんからは、何かありますか。ないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成22年度第4回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成23年3月3日

委員長	鈴木恒男
委員	水野春巳
委員	渡邊弘一
委員	坪井清夫